## 【登下校】

1 各通学班の集合場所に集合し、通学班で登校をする。

(7時40分から7時50分までの間に、学校に到着する。)

欠席する場合は、当日の午前8時までに欠席届が担任に届くようにしてください。(緊急時は電話連絡可) 学校のホームページから『欠席・遅刻・早退届』がダウンロードできます。

遅刻・早退の場合も、言付けではなく、必ず保護者が連絡してください。(安否確認のため)

- 2 下校はその日のパターン(学年、通学班)に合わせて、複数で帰る。(不審者対策)
- 3 登校のために一旦家を出たら、たとえ忘れ物があっても家に帰らない。
- 4 通学班の出発時刻に遅れた場合は、児童だけで登校せず、保護者が学校まで送る。
- 5 早退の場合は、保護者が迎えに来る。
- 6 住所が変わる場合は、校区外、校区内に関わらず、保護者が担任に早めに知らせる。

校区内で転居する場合、通学班の変更をするため、保護者の電話番号・新住所を生徒指導主事より 地区長に伝えます。御了承ください。

変更手続き⇒保護者→担任→生徒指導→地区長(地区委員)→保護者

## 【校内生活】服装について

- 1 学校生活全般における身だしなみについて…学校の諸活動に支障をきたさないよう身なりを整える。
  - ・学習に集中しづらい装飾品や安全に活動できない服装…×
- 2 登下校時の服装…危険防止、安全性を考慮する。
  - ・耳当て・マフラー…×(音が聞こえづらい、引っかかる等安全上の諸問題を考慮)
  - ・ネックウォーマー・ネッククーラー…○ (防寒対策・熱中症対策)
- 3 体育授業時の服装…運動に適した服装で活動する。
  - ①上は白の体操シャツ(長袖・半袖)、②下は紺のハーフパンツ、③赤白帽子 とする。
  - ※記名した白布を縫い付けなくてもよい。(体操服のまま登下校する場合があるため)
- 4 冬季体育授業時の服装
  - ・紺、黒系統のトレーニング用長**ズボン**(ライン等は可) …○

トレーニング用スパッツをトレーニング用長ズボンの代用とする …〇

・手袋(活動内容により担任から指示)

.....

- 5 水泳学習時の服装
  - ・水泳着 …紺色・黒色とする。(記名した白布を縫い付ける→男子は左腰前、女子は左胸)
  - ・ラッシュガード…フード付きでないもので、紺色・黒色(水着同様)なら着用してもよい。

(左胸に記名した白布を縫い付ける)

- ・帽子 …白色とする。(特別な事情がある場合は、担任と相談の上、他色を使用)
- ・ゴーグル、長袖の水着、女子のセパレート水着…〇
- ・サンダル

## 【校内生活】持ち物について

- 1 不要物………学習を妨げるものは、持って来ない。
  - ・においのついた消しゴム、マスコット付きの鉛筆やキャップなど…×(シンプルなものでよい)
  - ・携帯電話やゲーム、家の本、キーホルダーマスコット等、余分な学用品など…×
  - ・シャープペン…×(小学校段階では、運筆・筆圧を学ぶため) ・いすに付けるクッション…○

★学習用具については、「学習用具について」をよく読んで準備する。

2 使い捨てカイロ……原則、持って来ない。(主に安全面の配慮から)

但し、体調不良の場合のみ、使用を可とする。学校の諸活動に関して支障をきたすことなく 安全に留意すること、必ず家に持ち帰り、学校のゴミ箱に捨てないこと等の約束を守る。 体調不良でカイロを使用する場合は、保護者から担任へ連絡してください。

3 薬(内服薬・外用薬)……原則、持って来ない。(誤飲誤使用の事故防止のため)

医師からの指導等により、やむを得ず持たせるときは、連絡帳等で担任に申し出るとともに、記名をして 持たせてください。

4 水筒…………通年、保護者の判断で持って来てもよい。(保管設置場所は教室内)

中身は、お茶か水に限る。但し、夏場は熱中症対策として、スポーツドリンクでもよい。

- 5 故意に学校の物を破損した場合は、保護者が弁償する。
- 6 本人の過失により、他の児童にけがを負わせた場合は、保護者からも謝罪する。
- 7 体育館の使用に関しての注意事項
  - ・ウッドデッキに土足で上がらない。遊ばない。 ・壁(内・外)にボールをぶつけない。
- ・ステージの上や2階に登らない。
- ・児童だけで入らない。
- ・ウッドデッキまわりの手すりに腰かけない。

## 【校外生活】

1 下校後に外で遊ぶ場合は、防犯ブザーを携行し、複数で遊ぶ。

不審者に遭遇した時は、その場から離れる、ブザーを鳴らす、大声を出す、近所の家・子ども 110番の家に逃げ込む。

遭遇した場合、速やかに警察へ連絡するようにしてください。(学校への連絡の前に)

- 2 金品のやり取りは絶対にしない。(やり取りとは、貸す・借りる・もらう・あげることをさす)
  - ・お菓子や食べ物等をおごる。おごってもらう。…×
  - ・ゲームのカードやプリペイドカードなどのカード、シール等を友達にあげる。もらう。交換する。…×
  - ·アプリ内のアイテムやプレゼントをあげる。もらう。交換する。…×
- 3 校区外へは、保護者同伴で出かける。
- 4 自転車には、保護者の判断や責任の下で乗る。

必ずヘルメットをかぶり、横断歩道は降りて引いて渡るなど、交通ルールを守る。

1・2年生……保護者同伴で乗る。(自転車教室において安全指導を受けていないため) ……自転車教室で安全指導を受けるまでは保護者同伴で乗る。

- 5 道路では遊ばない。(ボール遊び、キックボード、Jボード等)
- 6 帰宅後は、学校の運動場で遊んでもよい。

但し、全学年の児童が下校していて、かつ学童クラブが使用していない時間とする。 ボールを使用してもよい。自転車は職員室南側、アスファルトに並べる。

公園を使用する際は、ボール遊び禁止等のルールや、ゴミを持ち帰る等のマナーを守る。

- 7 校地内での児童だけでの金属バット·軟式ボール使用は禁止とする。(中央中校区確認事項)
- 8 17時の広報チャイムが鳴ったら帰路に着く。(3月~10月)

**17時**の広報チャイムを家で聞くことができるように帰宅する。(11月~2月)

中央中校区の3つの小学校で約束を統一。(2019年度より)

保護者同伴の場合はこの限りではありません。冬季は日が暮れるのが早いので、17時には暗くなって います。17時前であっても、暗くなる前に帰宅させるようにお願いします。

9 その他、別紙の各務原市児童生徒の「校外生活の指導基準」を守る。

学校警察補導連絡協議会の指導基準です。(本校ホームページに掲載してあります。) 子どもたちを守るため、学校や警察、補導員が協力し、巡回指導や声かけ指導をしています。